


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する 要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 東大和市の嘱託員制度が廃止されることに伴い、改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正内容 ・第2条中「並びに」を「及び」に改め、「及び嘱託員」を削る。</p> <p>3) 施行日等 令和2年4月1日</p> <p>4) 影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに要綱改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。